

運賃及び料金設定（変更）届出にかかる留意事項

（公社）長野県トラック協会

届出にあたっては以下の点に留意してください。届出用紙や運賃表、貸切運賃料金適用方等は当協会ホームページのこのバナー『**すぐにできる運賃届出**』からダウンロードしてご利用ください。

1. 「標準的な運賃」の届出については、本社（主たる事務所）を管轄する運輸支局に提出する。

（例）本社（主たる事務所）が長野県内にあって、営業所が長野と東京にある場合。

長野運輸支局に提出するが、届出書の4. の（適用）で北陸信越と関東をチェックすることで関東の運輸支局には提出は不要。

2. 以下の書類をそろえて**3部作成**し提出すること。内1部は長野運輸支局の受理印を押印され、会社用の控えとして返戻される。

3. 届出書類

①一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

②貸切運賃料金適用方（別添2）全8ページ

③燃料サーチャージについて（別添1）全2ページ

※③は適用する場合にのみ添付する。

※運賃表（距離制、時間制、割増し等）は添付しなくてもよい。

4. 記入上の注意

①の届出書について、4. の種類の欄で、貸切運賃は必ずレ点記入すること。燃料サーチャージの欄は適用する場合にのみレ点記入該当する。ただし、その場合には燃料サーチャージの別添1を添付する。

旧) 運賃の欄は、届出をしてある運賃の種別をレ点記入。「その他」の場合は、使用していた運賃料金表、適用方法を添付する。

5. の実施日は、会社として変更した日を記入すること。届出は実施日後30日以内ということになっている。

②の貸切運賃料金適用方別添2について、参考例を確認し●の部分**を必ず**記入すること。

●の部分は任意の数字を記入することになりますが、参考例はその項目

が大変多くあります。

今回、平成11年の公示運賃の時に示されている運賃料金適用方を添付してあり、もし、これでいいのであれば、そのまま使用することで容易に届出ができます。

ただし、この場合であっても、7ページ目にある「積込料及び取卸料」については会社毎に収受する時間毎の上限、下限金額を必ず記入することが必要です。

これは、平成29年に標準貨物自動車運送約款が改正された際に各社で運賃料金を届出してあると思いますが、そのまま記載してもいいですし、新たに設定した金額を記載しても可。(金額の制約等はない)

また、この別添2の最後の8ページ目には、**特殊車両の割増率**があります。該当する場合には任意の割増率になりますので記入すること。

該当しない場合には、この8ページ目は添付しなくてもよい。

- ③燃料サーチャージについて、上記のとおり適用する場合は届出書にレ点チェックした上で3. 車両燃費を必ず記入すること。

5. 届出は原則として長野県内本社であれば長野運輸支局に持参して提出しますが、郵送による提出も可能です。

また、長野運輸支局以外の以下の提出でも届出ができるようにしました。長野県トラック協会または地区輸送協議会(地区トラック協会)に持参又は郵送して貰えば、長野県トラック協会ですとまとめて、代わりに長野運輸支局に届出書を提出し、会社用(控え)1部を会社あてに返送します。

ただし、会社控えを1部返送するため、切手を貼った会社の名称、住所を記載した返信用の封筒を同封してください。

【提出先】

- ① 〒381-8503 長野市西和田1丁目35番4号
長野運輸支局 輸送・監査担当 あて TEL 026-243-4603

- ② 〒381-8556 長野市大字南長池710番地3
(公社)長野県トラック協会 あて TEL 026-254-5151

- ③ 各地区輸送協議会(地区トラック協会) あて

担当者： 長野県トラック協会 高橋、丸山